第9章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」(昭和39年法律第170号)第46条の8第1項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告(令和4年5月23日 20211125保第1号)は、次のとおりである。

経済産業省

20211125保第1号 令和4年5月23日

ティーダ・パワー 1 1 0 合同会社 代表社員 カナディアン・ソーラー・ネザーランズ・コーポラティフ・ユーエー 職務執行者 コジリアン・マイケル・ジェームス 殿

経済産業大臣 萩生田 光



ティーダ・パワー110合同会社「(仮称) CS宮城加美町太陽光発電 事業に係る環境影響評価方法書」に対する通知について

令和3年11月25日付けで届出のあった、(仮称) CS宮城加美町太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第2項の規定に基づき、通知する。

なお、同条第3項の規定に基づき、宮城県知事からの意見の写しを送付するので、 環境影響評価の実施に当たっては、勘案されたい。

環対第66号 令和4年4月28日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿 (電力安全課扱い)

宮城県知事 村 井 嘉

(仮称) CS 宮城加美町太陽光発電事業環境影響評価方法書に対する意見に ついて (通知)

令和3年11月23日付けでティーダ・パワー110合同会社から送付のありまし た標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第 10条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項の規 定により,別紙のとおり意見を述べます。

担当 :環境生活部 環境対策課 環境影響評価班 佐々木 電話 : 022-211-2667 FAX : 022-211-2696

(仮称) CS宮城加美町太陽光発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、加美郡加美町において、最大で総出力 49,990kW 程度(単機出力 650W, 太陽電 池発電機数 123,500 枚程度)の太陽電池発電施設を設置するものである。

太陽電池発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)には、ジャパンエコトラックやくらい周遊ルートが存在する他、事業区域の周辺には、地域を代表する自然景観資源かつ学術上重要な地形である薬薬山や県立自然公園船形連峰(第二種特別地域)が隣接する。他、災害リスクの高い地域である土石流危険渓流が存在する。このことから、事業の実施による周辺の自然環境や生活環境などに対する影響が懸念される。

このため、事業者は、方法書の記載事項はもとより、以下に述べる事項に十分留意した上 。 で、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、準備書を作成する必要がある。

1 全般的事項

(1) 環境影響の回避及び低減に向けた配慮

事業区域及びその周辺は県立自然公園や鳥獣保護区等に指定されていることから,自然環境に与える影響が大きいと考えられるので,その点に留意した上で調査を実施すること。加えて,事業区域内には崩壊土砂流出危険地区等が存在する。これらのことから,後述する個別的事項を踏まえ,事業実施による周辺の自然環境や生活環境への影響を適切に調査,予測及び評価したうえで,太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「太陽電池発電設備等」という。)の位置・規模又は配置・構造(以下「配置等」という。)について,影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。また,事業区域を選定した検討経緯を明確に示すこと。

(2)調査,予測及び評価の手法

環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて、選定した項目及び手法を見直すなど 適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いるこ と。

(3) 累積的な影響

本事業との累積的な環境影響が懸念される他事業については、今後、環境影響評価図書等 の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予 測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備等の配置等を検討する こと。

(4) 事業計画等の見直し

上記のほか,後述の個別的事項により,事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は,必要に応じて事業区域の見直し等を検討すること。

(5) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民,立地する加美町及び関係者に対して,環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに,十分な理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音,振動による影響

- イ 事業区域周辺に住居が近接することから,工事用資材の搬出入に伴う騒音については, 現地調査等により住宅等との位置関係を正確に把握し,事業区域及びその周辺の地形条件(上り勾配等)を考慮した上で,影響が最大となる地点を調査地点として設定し,調査,予測及び評価すること。
- ロ 建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルだけではなく、5%時間率騒音レベルも算出し、適切に予測及び評価すること。

(2) 地形及び地質に対する影響

- イ 事業区域及びその周辺には、日本の典型地形である火山岩頸「薬薬山」が含まれる。 この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上 重要な地形であることから、事業の実施による影響を調査、予測及び評価した上で、特 に事業区域東側の草地において、太陽電池発電設備等の配置計画の変更等の環境保全措 置を検討すること。
- ロ 事業実施に当たっては、土砂災害を誘発する可能性を十分認識した上で、砂防指定地の上流域及び崩壊土砂流出危険地区について、やむを得ず土地の改変を行う場合は、安全側での評価となるよう、広範囲の地盤の安定解析等、十分な調査、予測及び評価を行うこと。特に、土石流危険渓流に隣接している W5 の調整池の区域周辺の造成工事の回避について検討すること。

(3)動物に対する影響

- イ 事業区域内の草地及び低木林には、稀少種が存在する可能性があるため、低木林内に おいて重点的に踏査ルートを設定する等、事業実施による影響を適切に調査、予測及び 評価すること。
- ロ 鳥類のラインセンサス法調査に供する踏査ルートにおいて、併せてテリトリーマッピング法調査を行い、影響を適切に予測及び評価すること。また、同一ルートにおいて事後調査を行うこととし、調査計画を以降の図書に記載すること。
- ハ 地上性の動物については、工事用車両の通行による轢死や、取付道路等の新設等の土 地の改変及びフェンスの設置による行動圏に対する影響について、事業区域周辺の水田 も含めて調査範囲を拡大し、調査、予測及び評価すること。また、調査結果を踏まえ、

フェンスの形状の選定等の環境保全措置を検討すること。 なお、事後調査を行い、必要に応じて保全措置の追加を行うこと。

(4) 植物に対する影響

- イ 事業区域及びその周辺の草原には、希少種が存在する可能性がある。特に造成区域内 (造成平場・造成法面)は、植物に対する影響が大きいと考えられるため、重点的に踏 査ルートを設定すること。その上で、事業実施による当該区域への影響について適切に 調査、予測及び評価すること。
- ロ 事業区域内及びその周辺には、自然度の高い群落(ヤナギ高木林)が分布しているた め、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評 価すること。

(5) 生態系に対する影響

造成に伴い設けられる調整池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、調整池の 配置及び構造を検討した上で、生態系への影響について調査し、事後調査の必要性も含めて 予測及び評価すること。

(6) 景観に対する影響

- イ 事業区域には、地域を代表する重要な自然景観資源である薬薬山が含まれることから、 事業の実施による深刻な景観的影響が危惧される。このことから、主要な眺望点だけで なく、ホテルやくらいウエスト等、可視領域範囲において影響が大きいと思われる地点 を複数追加した上で、薬薬山の麓における太陽光パネル設置の有無による可視領域範囲 の変化について確認すること。その上で、視点場からの景観に対する影響を適切に調査、 予測及び評価し、調査結果を踏まえた、緩衝緑地の設置や施設の配置計画の変更等の環 境保全措置を講ずること。また、調査時期は視認性が最も高まる日だけではなく、展薬 期、紅葉期、落葉期、積雪期の4回とすること。
- ロ 事業区域に隣接する薬薬山山頂は、眺望点として高い潜在的価値を持つことから、事業の実施による影響について、関係者等から将来的な眺望の変化も含めた情報収集に努めた上でフォトモンタージュを作成し、適切に調査、予測及び評価すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

- イ 事業区域及びその周辺における,ジャパンエコトラックやくらい周遊ルート等,静穏 環境における利用を前提とした活動の場に対する工事用資材等の搬出入による騒音の影響について,適切に調査,予測及び評価すること。評価に当たっては,単に環境基準に 基づく評価ではなく,求められる環境に合った静穏性が満たされるかの観点で行うこと。
- ロ 事業区域内にジャパンエコトラックやくらい周遊ルートが存在することから、フェンスや太陽光パネル設置等による当該区域内からの囲繞景観への影響について、ルートの

利用状況も踏まえた適切な調査手法を再検討し、回避、低減策を講じること。

(8) 温室効果ガスの削減に向けた検討

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去 及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業の実施に よる削減量を算出し、評価すること。

(9) 放射線の量による影響

事業実施に伴う調整池の底質,産業廃棄物及び残土等からの放射性物質の流出により形成されるホットスポットを要因とした,水環境及び土壌等への影響を調査,予測及び評価し,必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。

(10) その他

事業区域及びその周辺には, 薬薬山No.32 遺跡等, 複数の埋蔵文化財包蔵地が点在している。 事業の実施に当たり, 当該埋蔵文化財包蔵地の土地の形質の変更は, 可能な限り回避する計 画とし, 関係機関と協議の上, 調査等を実施すること。 (空白)